

中野区再犯防止推進計画

～見守り、支えあい、立ち直りを応援するまち中野を目指して～

2020 年度▶2024 年度

令和2年(2020年)5月

中野区



目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景…………… 1
- 2 犯罪をした者等とは…………… 3
- 3 計画の目的…………… 4
- 4 計画の位置づけ…………… 4
- 5 計画期間…………… 4
- 6 計画の構成…………… 5

第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況

- 1 中野区の現状…………… 6
- 2 国と東京都の取組…………… 7

第3章 目指すべき将来像と基本方針・重点課題

- 1 目指すべき将来像…………… 9
- 2 実現のための基本方針・重点課題…………… 9

第4章 重点課題ごとの主な取組

- 1 重点課題と主な取組の体系…………… 11
- 2 重点課題ごとの主な取組…………… 13

重点課題1 地域で安定した生活を営む ～就労・住居の確保等

- 1-1 就労を支援する取組
- 1-2 住居の確保を支援する取組

重点課題2 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす ～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

- 2-1 一人ひとりの特性や状況に応じて支援し、保健医療・福祉サービスを提供する取組
- 2-2 薬物依存者の回復を支援する取組

重点課題3 すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する ～学校・家庭・地域と連携した非行防止等

- 3-1 学校・家庭・地域の連携により子どもたちを見守り、指導・支援する取組

重点課題 4 支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える ～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

4-1 民間協力者の活動を支援する取組

4-2 理解を促進する取組

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備	27
2 地域での取組の推進	28

資料編

再犯防止推進計画(概要)	29
再犯防止推進計画加速化プラン	31
計画策定の経過	32

この計画書の特徴

読みやすい文字

文字の形がわかりやすく読み間違えにくい「BIZ UDP ゴシック」を使用し、本文の文字の大きさは一部を除いて 12 ポイント以上としています。

わかりやすい内容

難しい用語の使用をなるべく控えて、図表や記号を多く使用しています。同じページに説明文を掲載しています。

用語

概要版の作成

計画の内容を抜粋した概要版を作成しています。概要版には、漢字に「ふりがな」をふり、音声コードを付けています。

多様な声の反映

計画の策定にあたって、保護司のみなさんをはじめ、関係団体・関係機関のみなさんにヒアリング等をさせていただきました。計画の素案を公表し、意見交換会を実施するとともに、計画案についてパブリック・コメント手続を実施して本計画を策定しました。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

(1) 犯罪や再犯をめぐる現状

我が国の刑法犯認知件数(＝警察等の捜査機関によって犯罪が認知された件数)は、平成14年(2002年)をピークに以降は年々減少してきています。また、刑法犯検挙件数(＝警察が事件を検挙した件数)は、平成18年(2006年)をピークに以降は減少してきています。

一方で、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は増大傾向を示し、おおよそ5割を占めるまでに至っています。犯罪の種別で見ると、同じ罪名での再犯が多い犯罪は、窃盗、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反です。

また、犯罪をした者等のなかには、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちがいます。

こうしたことから、様々な生きづらさを抱えて暮らす人たちが、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進めるとともに、生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域において立ち直りに必要な支援を受けることができるよう、国・都道府県・区市町村、民間協力者・事業者が緊密に連携・協力し、一丸となって息の長い取組を実施することが求められています。

(2) 国・東京都の動き

このような現状を踏まえ、国会においては平成28年(2016年)12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が全会一致で成立し、翌年12月には国としての再犯防止推進計画を閣議決定したところです。

また、令和元年(2019年)12月には、再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進計画加速化プランを閣議決定しました。

再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、地方再犯防止推進計画の策定に関する努力義務を課しています。この規定に基づき、令和元年(2019年)7月、東京都は再犯防止推進計画を策定しました。

(3) 区の取組

中野区では、4つのすこやか福祉センターを拠点として、支援を必要とする人を孤立させない見守り・支えあいの地域づくりを進めてきています。平成29年(2017年)に

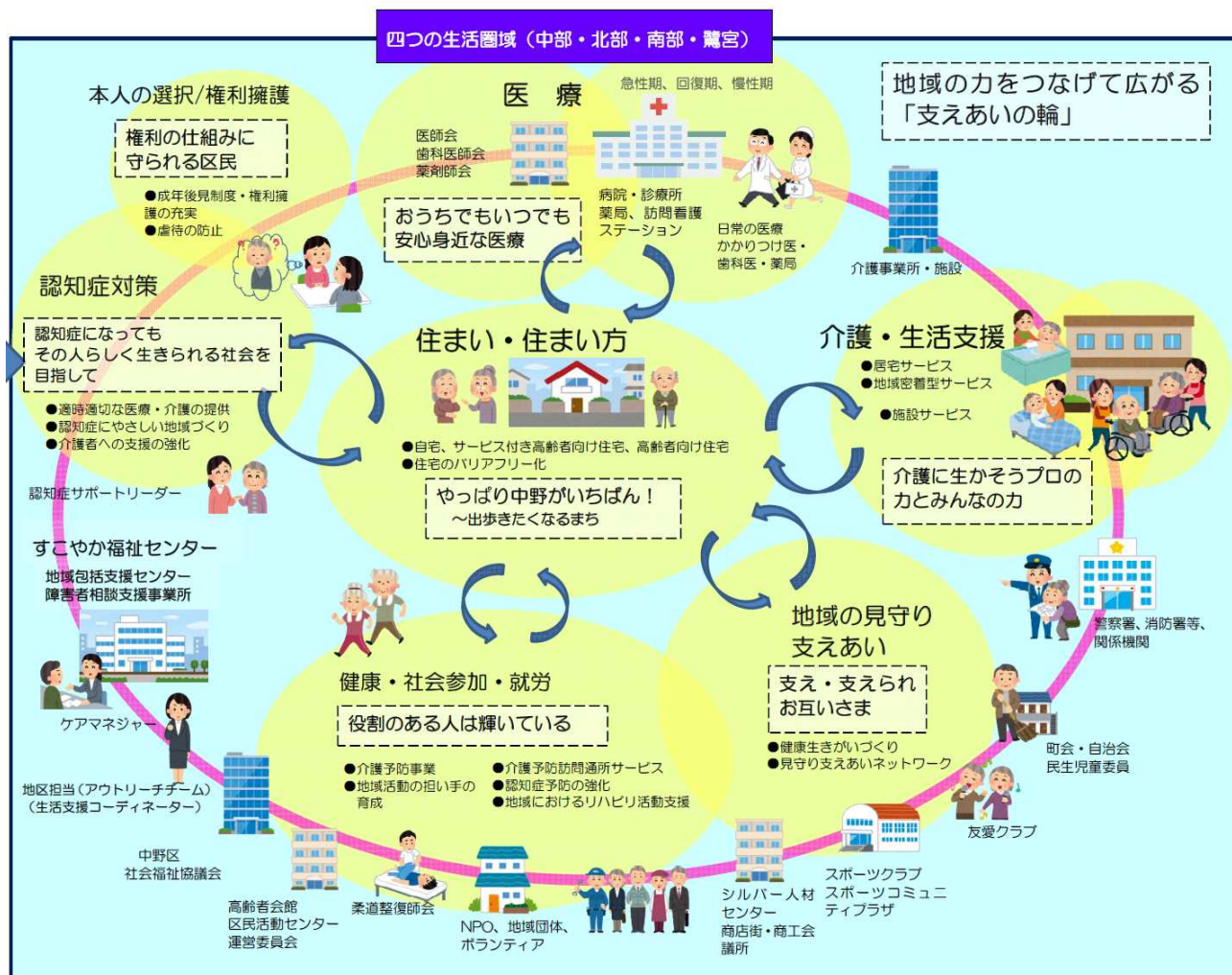
用語

▶再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)及び再犯防止推進計画

再犯防止推進法に基づき、国は再犯防止推進計画を策定しました。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。

▶再犯防止推進計画加速化プラン

政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるプランです。



（「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」から）

は、すべての人が安心して住み続けられる中野区を目指す「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定し、区の実施ととも、関係団体の取組を明らかにしました。このプランに基づき、すこやか福祉センターのアウトリーチ型の相談機能を高め、事務職と医療・福祉の専門職によるアウトリーチチームを15の区民活動センターに設置し、中野区全体で地域包括ケアシステムの構築を進めてきています。さらに、この対象者を広げ、子育て世帯や障害のある方などすべての人を対象とする取組を進めているところです。

今後、すべての区民が安全に安心して暮らせるまちづくりをさらに進展させていくためには、犯罪を予防する取組とともに、立ち直りを支援し、再犯を防ぐ取組が欠かせません。取組にあたっては、国や東京都、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力しながら、犯罪をした者等が再出発のために必要な支援が適切に受けられる体制づくりが必要です。また、犯罪をした者等か否かを問わず、様々な生きづらさを抱える人たちが

用語

▶ 更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

べてが、地域社会で孤立することなく、必要な支援が提供されるよう各種支援サービスを充実することも必要です。

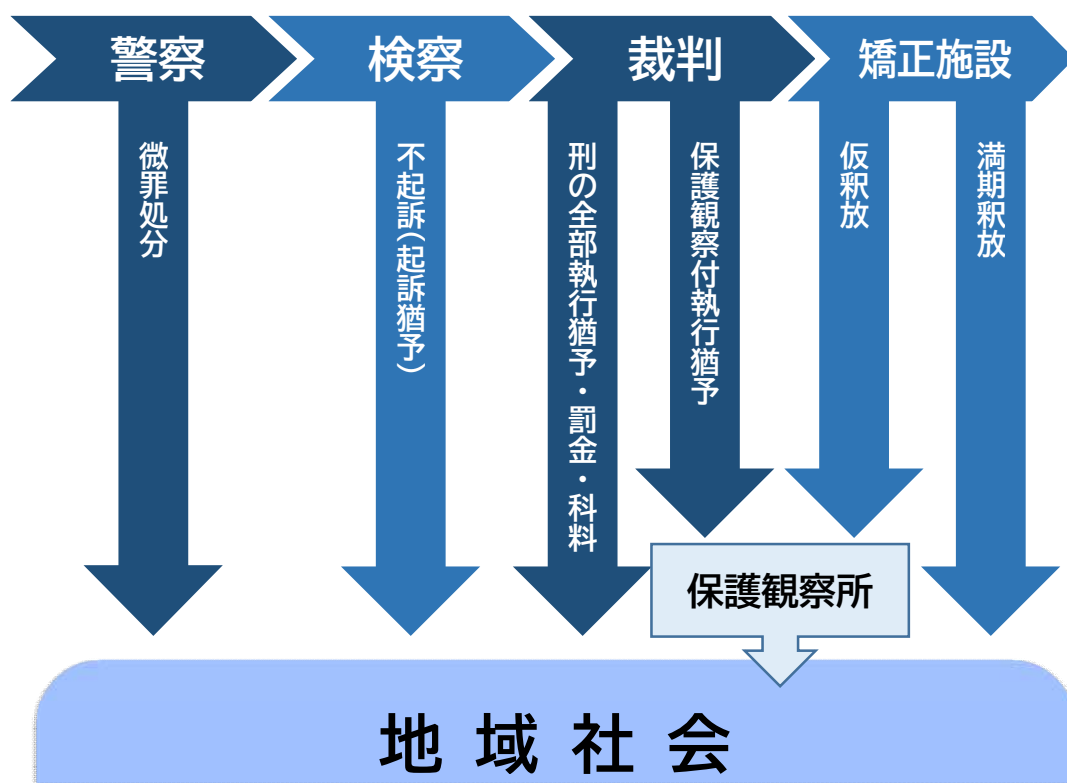
こうしたことから、区として再犯防止を推進するための計画を策定することとしました。すべての区民が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、区内に居住等する犯罪をした者等が、中野のまちで地域社会の一員として、円滑に社会復帰することができるよう、区は、国・東京都の関係機関等と連携して取組んでいきます。

2. 犯罪をした者等とは

「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者」のことをいいます(再犯防止推進法第2条)。

例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含まれます。こうして地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

刑事司法手続と地域に戻るイメージ



3. 計画の目的

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画を勘案し、中野区における取組を明らかにすることを目的として策定します。

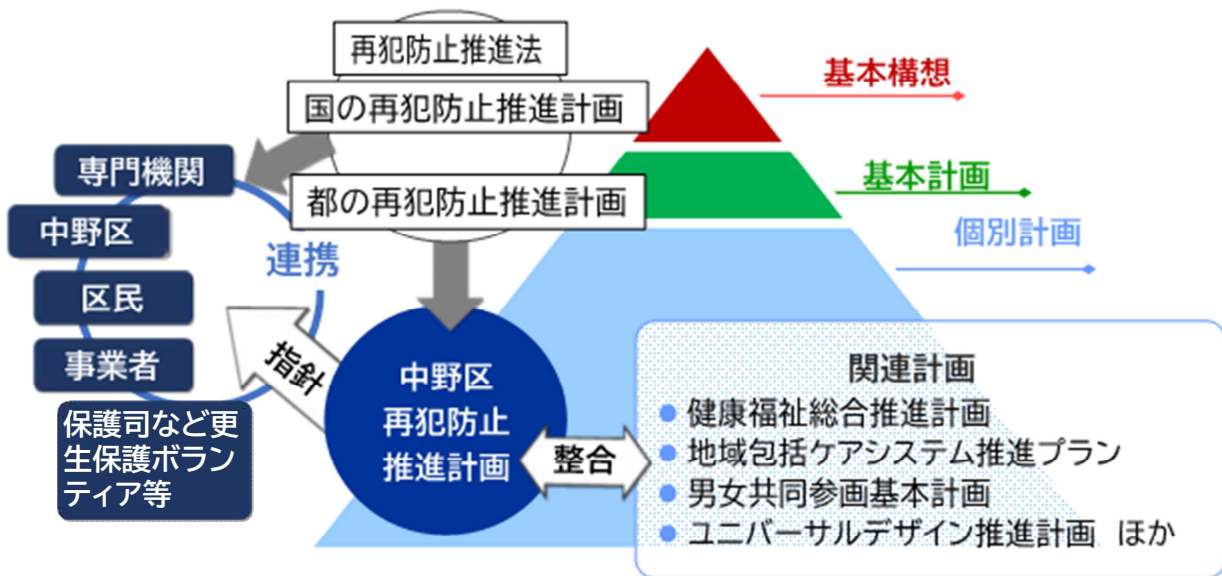
本計画では、重点課題ごとの主な取組として、主に再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かを問わず、広く区民を対象に提供してきている各種サービス等で、犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取組を掲げています。

※再犯防止推進法第8条(地方再犯防止推進計画)第1項:都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならない。

4. 計画の位置づけ

○再犯防止推進法に基づき、再犯を防止するための取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。基本計画を上位計画とする個別計画であり、関連する個別計画と整合を図って策定します。

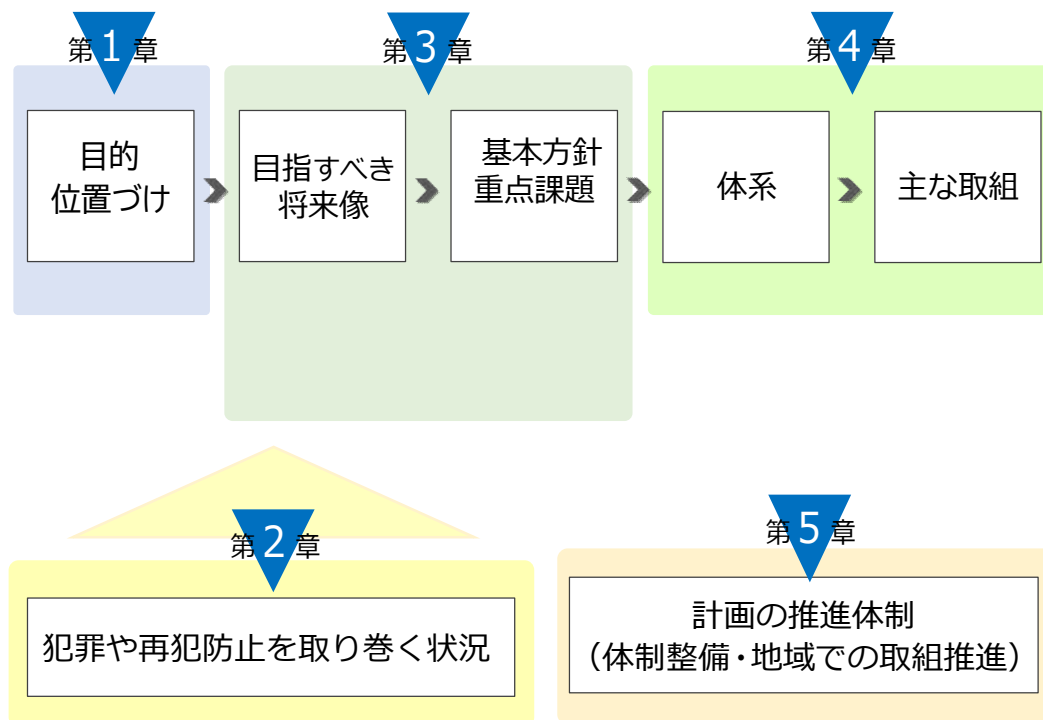
○区が、検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関、東京都などと連携し、区民や関係団体・事業者の理解を得ながら取組を進めるための指針となるものです。



5. 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とし、区を取り巻く地域社会の状況変化等に応じて改定します。

6. 計画の構成



用語

▶保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。保護観察対象となる人は以下のとおり。

- ・少年：保護観察処分少年（非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年）、少年院仮退院者
- ・成人：仮釈放者（懲役又は禁錮の刑に処せられ、仮釈放を許された者）、保護観察付執行猶予者（刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言い渡しを受けた者）

▶検察庁

検察官を統括する法務省の機関です。検察官は、警察等によって送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

▶矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院があります。

▶保護観察所

各地方裁判所の所在地ごとに設置されている法務省の機関です。保護司活動を所管し、保護観察を実施するほか、協力雇用主制度の推進、犯罪予防のための啓発、犯罪被害者等施策を担当しています。

第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況

1. 中野区の現状

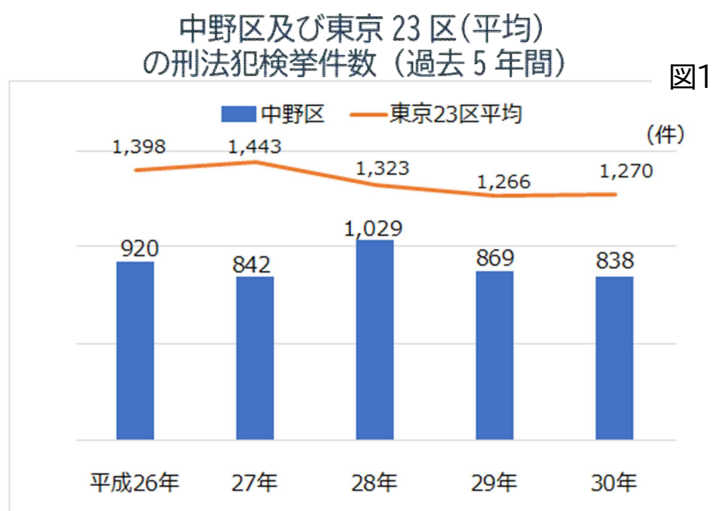
(1) 刑法犯検挙の状況

中野区内警察署(中野警察署と野方警察署)が取り扱った過去5年間(平成26年から平成30年)の刑法犯検挙件数は、平成28年(2016年)の1,029件をピークに減少し、平成30年(2018年)は838件でした(図1参照)。また、刑法犯検挙人員は、平成26年(2014年)の

774人をピークに増減を繰り返し、平成30年(2018年)は757人でした(図2参照)。

23区内との比較では、各年の刑法犯検挙件数及び刑法犯検挙人員とも、中野区が23区平均を下回る状況で推移しています。

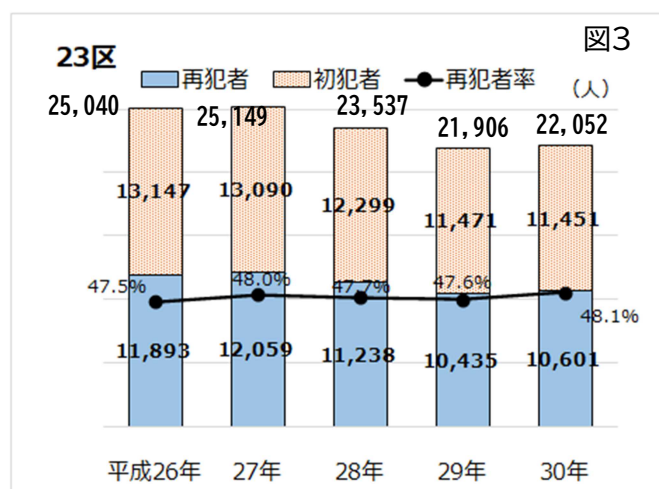
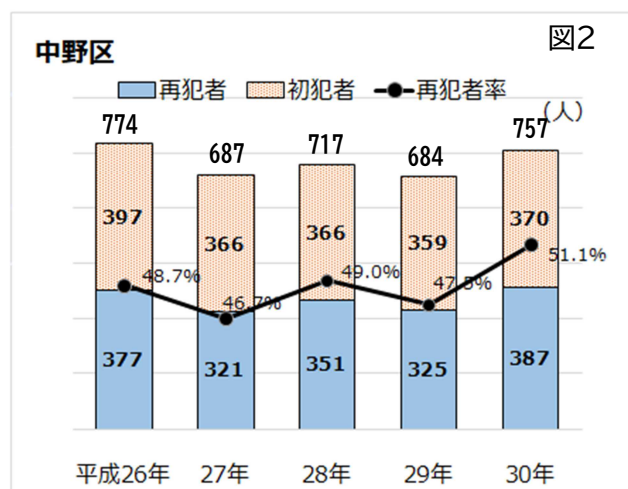
また、刑法犯罪別で見ると、窃盗犯が最も多く、次いでその他の刑法犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、凶悪犯の順となっています。平成30年(2018年)のその他の刑法犯と風俗犯を除くと、いずれも23区平均を下回る状況で推移しています。



(2) 再犯者数と再犯者率の状況

中野区内警察署(中野署・野方署)が取り扱った過去5年間(平成26年から平成30年)の刑法犯検挙人員に占める再犯者数の割合(再犯者率)を見ると微増傾向にあり、平成30年(2018年)は約51%で23区の再犯者率(約48%)よりやや上回っています(図2・3参照)。中野区及び23区内では、刑法犯検挙者数のおおよそ2人に1人が再犯者となっています。

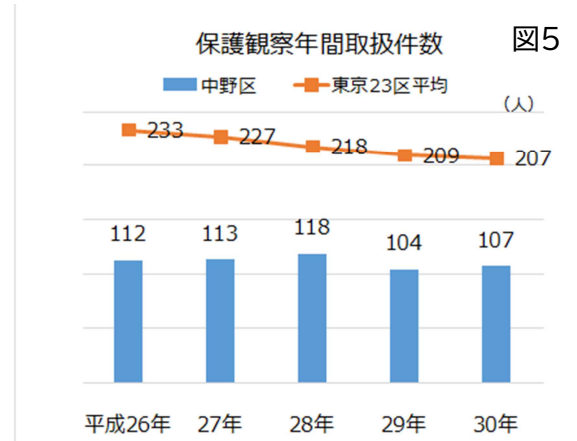
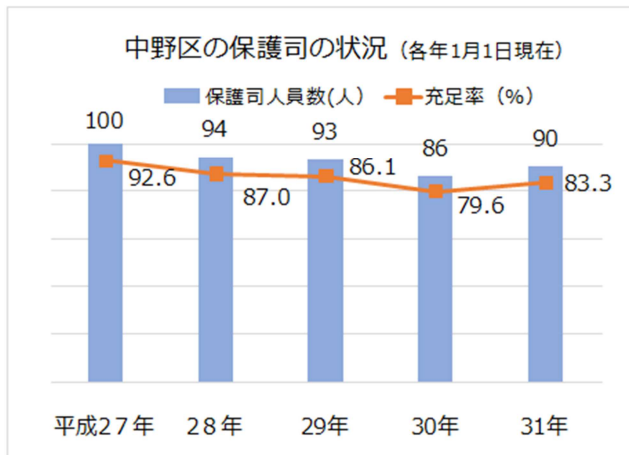
中野区及び東京23区(平均)の刑法犯検挙人員の再犯者・初犯者数及び再犯者率(過去5年間)



(3) 保護司と保護観察者の現状

中野区で活動する保護司の数は、減少傾向にあり、平成 31 年(2019年)1月1日現在で 90 人、定員に対する保護司の数(=「充足率」)は 83.3%です(図4参照)。

また、保護観察年間取扱件数は、ほぼ横ばいで、23区の平均より下回る状況で推移し、平成 30 年(2018 年)は 107 件です(図5参照)。



2. 国と東京都の取組

(1) 国の取組

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法に基づき、以下のとおり「5つの基本方針」を定め、「7つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

[5つの基本方針]

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者とともに歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、

用語

▶保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあります。

自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、わかりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

（２）東京都の取組

国の再犯防止推進計画に掲げられた「5つの基本方針」を踏まえ、次のとおり重点課題を設定して取組むこととしています。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

●国の再犯防止推進計画の再犯防止等に関する施策の指標

- 刑法犯検挙者の再犯者数及び再犯者率：基準値 110,306人・48.7%(平成 28 年)
- 新受刑者中の再入所者数及び再入者率：基準値 12,179 人・59.5%(平成 28 年)
- 出所受刑者の2年以内の再入者数及び2年以内の再入率
：基準値4,225人・18.0%(平成 27 年)
- 主な罪名別2年以内再入率（以下、いずれも平成 27 年）
 - 覚せい剤取締法違反：基準値 19.2%
 - 性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)：基準値 6.3%
 - 傷害・暴行：基準値16.2% 窃盗：基準値23.2%
 - 特性(高齢<65 歳以上)・女性・少年)：基準値23.2%・12.6%・11.0%

(国の再犯防止推進計画から抜粋)

第3章 目指すべき将来像と基本方針・重点課題

1. 目指すべき将来像

再犯防止推進法に掲げられた基本理念、これに基づく国と東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、中野区地域包括ケアシステム推進プランや中野区ユニバーサルデザイン推進条例などに示された中野のまちの将来像をもとに、次のとおりとします。

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるまち
- 支援を必要とする人を孤立させない見守り・支えあいのまち
- 多様な生き方・個性・価値観が受け入れられ、誰もが安心してすこやかに自分らしく暮らすまち

2. 実現のための基本方針・重点課題

再犯防止推進法、これに基づく国と東京都の再犯防止推進計画に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、目指すべき将来像を実現するための基本方針と重点課題を次のとおり設定します。

〔基本方針〕

- ① **支援にかかわる関係者・関係機関等の緊密な連携・協力**
犯罪をした者等の更生を支援するためには、支援にかかわる関係者・関係機関等の連携が重要です。関係者・関係機関等が緊密な連携協力関係を築き、犯罪をした者等が孤立することのないまちの実現に向けて取組を進めます。
- ② **一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援**
支援にかかわる関係者・関係機関等の連携・協力により、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援が受けられるまちの実現に向けて取組を進めます。
- ③ **犯罪被害者の人としての尊厳への配慮と置かれている状況への理解**
犯罪をした者等の再犯を防止し、立ち直りを支援する取組は、犯罪被害者の人としての尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、被害者の心情等を最大限に配慮し、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持って進めます。
- ④ **広く区民の関心と理解を得るためのわかりやすく効果的な広報**
再犯を防止する取組は、区民にとって身近なものではないという現状を踏まえ、広く区民の関心と理解が得られるよう、わかりやすく効果的な広報を行います。

【重点課題】

ここに掲げる4つの重点課題は、相互に密接に関連しています。重点課題ごとの主な取組については、犯罪防止や再犯防止、更生保護に資する取組となるよう、必要な調整や連携を図って進めていきます。

①地域で安定した生活を営む

～就労・住居の確保等

②誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす

～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

③すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する

～学校・家庭・地域と連携した非行防止等

④支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える

～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

第4章 重点課題ごとの主な取組

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、主に再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かを問わず、広く区民を対象に提供してきている各種サービス等で、犯罪防止や再犯防止、更生保護につながる取組を掲げています。

1. 重点課題と主な取組の体系

1. 地域で安定した生活を営む

就労・住居の確保等

1-1 就労を支援する取組

- (1) 就労のための相談・支援
- (2) 犯罪をした者等を雇用する企業への支援制度の理解促進
- (3) 関係機関・団体との連携

1-2 住居の確保を支援する取組

- (1) 都営住宅や住宅セーフティネット制度の活用
- (2) 更生保護施設との連携
- (3) 自立した生活が難しい高齢者や障害者等の生活の場の確保支援

2. 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす

保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

2-1 一人ひとりの特性や状況に応じて支援し、保健医療・福祉サービスを提供する取組

- (1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援

2-2 薬物依存者の回復を支援する取組

- (1) 薬物依存者の回復に必要な医療や相談・支援
- (2) 薬物依存に関する理解の促進
- (3) 専門機関・団体との連携

3. すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する

学校・家庭・地域と連携した非行防止等

3-1 学校・家庭・地域の連携により子どもたちを見守り、指導・支援する取組

- (1) 犯罪・非行の防止のための子どもたちへの指導・支援
- (2) 子どもたちの立ち直りの支援
- (3) 課題を抱える子どもたちのための学習支援活動や居場所づくりの支援

4. 支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える

民間協力者の活動の促進、
広報・啓発活動の推進等

4-1 民間協力者の活動を支援する取組

- (1) 民間ボランティア人材の発掘・人材確保の支援
- (2) 民間ボランティア活動の支援

4-2 理解を促進する取組

- (1) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発

★ 計画の推進体制

推進のために

- 1 推進体制の整備
- 2 地域での取組の推進

再犯防止推進法に規定されている国の施策と地方公共団体の施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第 11 条)
- 2 就労の支援 (第 12 条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第 13 条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第 18 条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第 19 条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第 14 条)
- 5 住居の確保等 (第 15 条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第 16 条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第 17 条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第 20 条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第 21 条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第 22 条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第 23 条)

【地方公共団体の施策】(第 24 条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

2. 重点課題ごとの主な取組

重点課題1 地域で安定した生活を営む ～就労・住居の確保等

働きたくても働けない人、住むところがない人に対し、就労の支援や住居確保の支援等に取り組むことにより、誰もが地域で安定した生活を営むことができるよう、次の取組を進めます。

1-1 就労を支援する取組

【地域支えあい推進部・健康福祉部】

〔就労支援をめぐる現状等〕

- 就労は安定した生活を送るうえで重要な基盤となるものです。これは、犯罪をした者等にとっても同じです。
- 「令和元年再犯防止推進白書」によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の約3倍という状況です。犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現するうえで、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素です。
- 一般に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係の形成に必要な能力が不十分で、職場での人間関係を十分に構築できないといった理由で、より早期に離職するなど職場に定着するのに困難を伴う場合が多くあります。
- 刑務所出所者等の就労確保のため、国は矯正施設、保護観察所やハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」とともに、保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によりきめ細かな就労支援策を実施しています。それでも、東京都における平成30年(2018年)の保護観察終了者に占める無職者率は21.2%で、就労支援の取組の一層の充実が求められています。

(1) 就労のための相談・支援

- 区ホームページなどを活用し、東京都若者総合相談センター(若ナビα)や東京都立職業能力開発センターにおける就職に向けた支援、東京しごとセンター、TOKYOチャレンジネットにおける取組などの情報提供を行います。
- 生活困窮者を対象とした、自立相談支援機関(中野くらしサポート)において、相談支援を行います。必要に応じ、就労準備支援事業(中野就労セミナー)や、ハローワーク

による中野就職サポートなどを活用しながら、自立のための支援を図ります。

- 一般就労が難しい障害者の就労機会を拡大するため、身近な地域での雇用の場を確保するとともに、一般就労への移行を促進する体制の整備、就労支援センターやハローワークとの協働による職場における障害者理解や障害者雇用を推進するための取組を進めます。

(2) 犯罪をした者等を雇用する企業への支援制度の理解促進

- 保護観察所などと連携し、区内事業者等に対して、犯罪をした者等の雇用促進の必要性、積極的に雇用を受け入れる協力雇用主や受刑者等採用相談窓口(コレワーク)について、広く情報提供を行います。
- 受刑者の円滑な社会復帰支援の一環として実施している刑務所作業製品の展示販売を公益財団法人矯正協会と共催で実施するなど、刑務所等での作業への理解を深めるための普及啓発などを行います。

(3) 関係機関・団体との連携

- 検察庁や矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関と連携し、障害者や生活困窮者向けの就労支援事業者に対して、犯罪をした者等の社会復帰を支援することの必要性や国・東京都・区の取組等について情報提供を行い、理解促進を図ります。

用語

▶東京都若者総合相談センター(若ナビα)

若者やその家族が抱える様々な悩みに対する総合相談窓口として、東京都内にある専門の窓口や支援機関等へつないだり、情報提供を行っており、「若ナビα(アルファ)」という愛称がつけられています。

▶東京しごとセンター

雇用や就業を支援するために東京都が設置した、仕事に関するワンストップサービスセンター。就業相談(キャリアカウンセリング)や、就職活動や就職後に役立つ知識・スキルを習得するための各種セミナー、能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、就職に関する一貫したサービスを提供しています。

▶TOKYOチャレンジネット

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する人や離職者等に対する、東京都が設置するサポートセンター。生活支援、居住支援、資格取得支援、資金貸付及び就労支援を実施しています。

▶協力雇用主

犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等の事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

▶コレワーク

法務省が設置する矯正就労支援情報センターの別名。前科等の理由から、仕事に就くうえで不利になりがちな受刑者等の出所後の就労を支援するために設置。ハローワークに、受刑者等専用求人を出すために必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続のための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

1-2 住居の確保を支援する取組

【地域支えあい推進部・健康福祉部・都市基盤部】

〔住居の確保をめぐる現状等〕

- 適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るうえで大前提となります。これは、犯罪をした者等にとっても同じで、再犯を防止するうえで最も重要といえます。
- 刑務所満期出所者の約5割は、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している状況です。適当な帰住先が確保されていない場合、再犯に至るまでの期間が住居が確保されている場合と比較して短くなっていることが明らかになっています。
- 親族のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあります。更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れを進める必要があり、自立準備ホームは、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として、各施設の特色に応じたさらなる活用が求められています。
- 更生保護施設では、宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者をはじめとする立ち直りに困難を抱える犯罪をした者等に対する支援や地域生活への移行支援が求められ、その役割が急激に拡大し、更生保護施設の受け入れや支援機能の強化が必要となっています。

(1) 都営住宅や住宅セーフティネット制度の活用

- 都営住宅への優先入居制度(抽選倍率の優遇や住宅困窮度の点数化)を活用し、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得が低い世帯などの住居の確保を支援します。
- 不動産業者等に対して、住宅セーフティネット制度を周知し、保護観察対象者等を含め、住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。

用語

▶更生保護施設

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、入所者の円滑な社会復帰を手助けする民間の施設です。中野区内には、東京都更生保護協会が設置・運営する敬和園があります。

▶自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等により設置される、自立を促す取組を行う施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から委託され、宿泊場所、食事の提供とともに、毎日の生活指導等を行っています。

▶住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者等)を対象とする、安全かつ良質な住まいとして登録された住宅を提供するための制度。この制度に基づき登録されたセーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のことです。

(2) 更生保護施設との連携

- 福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。
- 更生保護施設への理解を促進するため、区ホームページに再犯防止推進のページを設け、更生保護施設の役割等について、広く情報提供を行います。

(3) 自立した生活が難しい高齢者や障害者等の生活の場の確保支援

- 地域生活定着支援センターが実施する施設等への入所調整に協力し、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが難しい高齢者や障害者の生活の場の確保を支援します。
- 経済的に困窮する区民に対し、生活保護法に基づき必要な自立に向けた支援を行います。

用語

▶地域生活定着支援センター

高齢(概ね 65 歳以上)または障害のために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等を対象に、関係機関等と連携・協働しながら、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、その方の社会復帰及び地域での生活の定着を支援する施設です。

重点課題2 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす ～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

誰もが社会の担い手となれるよう社会全体で支えあう、ソーシャルインクルージョンの考え方のもと、一人ひとりの個性や特性が尊重され、支援を必要とする人が、状況に応じて適切な保健医療・福祉サービスを活用し、自分らしくすこやかに暮らすことができるよう、次の取組を進めます。

2-1 一人ひとりの特性や状況に応じて支援し、保健医療・福祉サービスを提供する取組

【企画部・子ども教育部・地域支えあい推進部・健康福祉部】

【効果的な支援等をめぐる現状等】

- 再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握したうえで、その人にとって適切な支援等を選択して、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要です。
- 「令和元年版犯罪白書」によると、刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、平成30年(2018年)は21.7%で、各年齢層のなかで最も高くなっています。刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合も、他の年齢層に比べて高い状況です。また、知的障害のある受刑者についても、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。
- 70歳以上の刑法犯検挙人員の7割以上は窃盗で、その多くは万引きです。特に70歳以上の女性高齢者の検挙者については、8割以上が万引きによるものです。
- 矯正施設に収容されている高齢者や障害者については、帰るべき適当な住居がない場合や出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要がある場合は「地域生活定着促進事業」による特別調整(出口支援)が実施されています。しかし、支援を希望しないなど、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する状況もあります。
- 高齢者や障害者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等については、検察庁や保護観察所で刑事司法の入口段階で福祉サ

用語

▶ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念です。2000年12月に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」で、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支えあう、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言しています。

ービス等の調整を行う取組(入口支援)を実施しています。今後、その効果的な実施が期待されています。

- 国は、再犯を防ぐため、犯罪をした者等のうち、少年・若年者、様々な課題を抱える女性、発達課題など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援を充実するとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等を推進しています。
- 国のこうした取組を踏まえ、検察庁や保護観察所など関係機関と連携・協力を密にしながら、複雑な課題に配慮し、効果的な支援を行うことが区に求められています。

(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援

- 犯罪をした者等のうち特に配慮や支援を必要とする高齢者や障害者などが、円滑に必要な保健医療・福祉サービスを利用し、効果的な支援が受けられるよう、検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やケースカンファレンスなどに関係する区の職員等が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。
- 本人やその家族などの意向を尊重し、プライバシーや人権に配慮しつつ、すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、介護サービス事業所、医療機関など地域の関係機関のほか、保護司や民生児童委員などが適切に役割分担し、必要に応じて支援について検討を行う処遇会議やケースカンファレンスを行うなど連携・協力体制のもと、支援を行います。
- 認知症やその疑いがある高齢者とその家族に対して適切な支援が行えるよう、認知症の早期発見により、初期の段階から支援できる体制づくりを進めるとともに、地域住民やNPO法人などが主催するオレンジカフェなどの取組への支援を行います。
- 国は、犯罪をした少年や若年者などは、反省して立ち直る柔軟性があることから、機会を捉えて様々な教育的働きかけを行うことが重要であるとし、これに対応する取組を進めるとしています。区は、このような状況に配慮し、犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター(少年鑑別所)、少年センター(警視庁)、東京都若者総合相談センター(若ナビα)、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

用語

▶オレンジカフェ

認知症の方やご家族、ご近所の方、専門職など、どなたでも気軽に立ち寄り利用できるカフェで、中野区内には全部で19か所あります(2020年3月末現在)。コーヒーやお茶を飲みながら、参加者同士の交流、情報交換をしています。

- 児童相談所の設置(令和3年度予定)に向け、複雑な課題に対応し、一人ひとりの特性や背景を理解し、状況に応じて適切に支援が行えるよう体制を強化します。
- 国は、虐待やドメスティックバイオレンス(DV)の被害体験、これらに起因する心的外傷や妊娠・育児の悩みなど心の問題が女性の犯罪や非行の背景にある場合があるとし、これらの状況に応じた取組を進めるとしています。区では、このような状況に配慮し、女性が抱える様々な課題について相談を受けるにあたっては、一人ひとりが抱えている課題や特性、背景などを十分理解し、地域の関連機関と連携しながら、適切な支援を行います。
- 国は、犯罪や非行の背景として、発達等の課題がある場合もあり、適切な支援を受けていなかったり、見過ごされてきたりする場合も少なくないとし、これらの状況に対応するための取組を進めるとしています。区では、このような状況に配慮し、すこやか福祉センターや障害者相談支援事業所において、子どもから成人までを対象として、発達障害に関する相談を受けるにあたって、障害者地域自立生活支援センターなど関係機関とも連携しながら、一人ひとりの個性や特性、背景などを理解し、状況に応じた適切な支援を行います。
- 区の各種相談において、複雑な課題に対応し、一人ひとりの個性や特性、背景を理解しながら状況に応じた適切な相談・支援をより効果的に行えるよう、必要に応じて医師などが専門的な助言や支援を行う体制の整備を進めます。

用語

▶法務少年支援センター(少年鑑別所)

法務少年支援センターとは、少年鑑別所が、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取組むにあたり使用している名称です。少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じて対象者に鑑別を行うこと、観護の措置の決定等により収容している者に対して観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の施設です。23区内では、東京少年鑑別所があります(所在地は練馬区)。

▶障害者地域自立生活支援センター

在宅の障害のある方の自立と社会参加の促進を図るために、相談、ピアカウンセリング等を総合的に行う施設です。中野区では、中野区社会福祉会館内の障害者社会活動センターに、障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」を設置して、身体障害、知的障害、発達障害、高次機能障害等のある方とご家族の生活を支援しています。

2-2 薬物依存者の回復を支援する取組

【子ども教育部・教育委員会事務局・地域支えあい推進部・健康福祉部】

〔薬物依存者の支援をめぐる現状等〕

- 「令和元年版犯罪白書」によると、覚せい剤取締法違反による検挙人員は、全国で毎年1万人を超えています。新たに刑務所に入所する者の約3割は覚せい剤取締法違反となっています。
- 近年、覚せい剤取締法違反の再犯者率は上昇傾向にあり、平成30年(2018年)は66.6%となっています。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者でもあります。薬物依存症からの回復には、指導だけでなく、継続的な治療・支援を受けることが必要となります。
- 刑の一部執行猶予制度の導入により、刑事施設内だけでなく、地域社会で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれています。
- 薬物依存からの回復には長い期間を要するため、薬物問題を抱える人に対して、地域社会において関係機関が連携し、途切れることのない継続的な支援を実施していくことが必要です。

(1) 薬物依存者の回復に必要な医療や相談・支援

- 犯罪をした者等のうち特に薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、区の相談・支援の取組について関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう支援する取組を進めます。
- すこやか福祉センターなどにおいて、薬物に依存する区民やその家族の相談・支援を行うにあたっては、一人ひとりの個性や特性、状況に応じた適切な支援が行えるよう、関係部署、医療機関や専門支援機関などと連携して取組めます。

(2) 薬物依存に関する理解の促進

- 学習指導要領に基づき、小学校の体育科及び中学校の保健体育科をはじめとして、特別活動や道徳、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用

用語

▶刑の一部執行猶予制度

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができるとする制度をいいます(平成28年6月施行)。

防止に関する指導を徹底します。特に「薬物乱用防止教室」については、区立小学校・中学校とも年1回必ず開催し、児童・生徒の薬物に関する正しい理解と規範意識の向上を図ります。

- 東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会が行う公立小中学校での薬物乱用防止教室、中学生の薬物乱用防止ポスターや標語作品の募集・表彰、地区まつりや帝京平成大学学園祭などでの薬物乱用防止普及啓発活動などが円滑かつ効果的に行えるよう支援を行います。
- 東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、薬物依存に関する理解を深めるための情報発信を行います。

(3) 専門機関・団体との連携

- 国の「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係部署、関係機関・団体等が地域の薬物依存問題について認識を共有し、連携しながら治療や支援に取り組めます。
- 薬物依存者に対して効果的な支援を行うため、保護観察所などが主催する会議等に参加するなど、関係機関と連携・協力しながら、取組を進めます。

用語

▶薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

刑の一部執行猶予制度(20ページ掲載)の施行に向け、薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関し、自治体、保護観察所、医療機関などの関係機関や民間支援団体が効果的に支援を実施できるよう、法務省と厚生労働省の連名で平成27年11月に定めました。

重点課題3 すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する ～学校・家庭・地域と連携した非行防止等

学校、家庭、地域の連携・協働により、安心・安全で、個性や特性が尊重される環境のもと、すべての子どもたちが成長していけるよう、次の取組を進めます。

3-1 学校・家庭・地域の連携により子どもたちを見守り、指導・支援する取組

【子ども教育部・教育委員会事務局・地域支えあい推進部】

〔子どもたちの見守り、指導・支援をめぐる現状等〕

- 近年の中野区内の少年による非行・犯罪の認知件数(総数)を見ると、平成22年(2010年)の128件をピークに減少傾向を示し、平成30年(2018年)は29件となっています。
- かつてに比べて児童・生徒の非行が減っています。しかし、インターネットやスマートフォンの利用が急速に普及するなか、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷の被害者、または加害者にならないとは限りません。子どもたちへの安心・安全な環境を守るために、新たな課題への対応が急がれています。
- これまで微減傾向であった不登校児童・生徒数が5年ほど前から増加に転じています。虐待など家庭環境の問題に係るスクールソーシャルワーカーへの相談件数も増えています。
- こうした状況の中、児童・生徒が自分に自信を持って困難を乗り越え、健全に成長していくために、学校・家庭・地域が連携し、子ども自身や家族が抱える特性や背景などを理解し、状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

(1) 犯罪・非行の防止のための子どもたちへの指導・支援

- 区立小中学校にスクールカウンセラーを派遣するとともに、心の教室相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童・生徒と保護者のための教育相談を実施します。
- 不登校や家庭的な課題を抱える児童・生徒や保護者に対して、スクールソーシャルワーカーを家庭や学校に派遣し、それぞれの課題に寄り添った支援を行います。
- 犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター(少年鑑別所)、少年センター(警視庁)、東京都若者総合相談センター(若ナビα)、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。【2-1(1)の再掲】
- 「社会を明るくする運動」等をとおして、区内の小学校・中学校・高等学校、地域の関

係団体の連携をさらに進めるとともに、警察署や少年鑑別所などとも連携し、子どもの犯罪や非行の防止を目指す活動を推進します。

(2) 子どもたちの立ち直りの支援

- 「社会を明るくする運動」等をととして、地域における連携・協力体制づくりを進めるとともに、保護司と区立小中学校との日常的な連携・協力体制づくりを進めます。
- 犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター(少年鑑別所)、少年センター(警視庁)、東京都若者総合相談センター(若ナビα)、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。【2-1(1)/3-1(1)の再掲】

(3) 課題を抱える子どもたちのための学習支援活動や居場所づくりの支援

- 区内で、様々な課題を抱える子どもたちを対象とした学習支援や居場所づくりなどに取組むNPOの活動を支援するなど、多様な学習支援の場や居場所づくりを進めます。

用語

▶社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、法務省が主唱する、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月 は強調月間として、中野区でも、区内各地区で“社会を明るくする運動”中野区推進委員会によるイベント活動などが展開されます。

重点課題4

支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える ～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の民間協力者と地域の関係機関・団体が連携し、犯罪をした人等をはじめ、様々な生きづらさを抱え、支援を必要とする人が孤立することなく、地域で立ち直りを支えていけるよう、次の取組を進めます。

また、更生保護活動について、広く区民が理解し、犯罪をした者等が孤立することなく暮らしていけるよう取組を進めます。

4-1 民間協力者の活動を支援する取組

【総務部・地域支えあい推進部】

〔民間協力者の活動支援をめぐる現状等〕

- 犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動などにあたる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会などの更生保護ボランティアのほか、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組むボランティアなど、多くの方々が、犯罪をした者等の再出発の支援や再犯防止のために地道に活動しています。
- しかし、こうした活動を推進するにあたっては、保護司の高齢化、保護司をはじめとする民間ボランティアの担い手不足、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分とはいえないなどの課題があります。
- 犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、広く区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかし、再犯の防止等に関する取組は必ずしも身近でないため、理解も得にくく、十分に認知されているとはいえない状況があります。

用語

▶更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体で、全国では17万人、中野区では約400人余の方が活動しています。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て子育て支援活動、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。

▶BBS会

BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement)を担う団体。非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

(1) 民間ボランティア人材の発掘・人材確保の支援

- 区ホームページに再犯防止推進のページを設け、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの民間ボランティアの活動について広く理解を得るための情報提供を行います。
- 保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の募集の呼び掛けに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援するとともに、すこやか福祉センターにおける保健福祉事業などを通じて、地域の核となる人材の発掘、地域の人材情報の把握に取り組めます。

(2) 民間ボランティア活動の支援

- 保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種区政情報等の提供を行うとともに、すこやか福祉センターの専門職が行う「出前講座」など、更生保護ボランティア団体などの研修に、区職員を講師として派遣します。
- 地域の安全・安心に資する、町会・自治会等の地域団体が行う防犯パトロールや夜警などの防犯活動を支援します。
- 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、見守りを希望する者の名簿を町会・自治会に提供するなど、町会・自治会等が中心となって地域で行う見守り支えあいの活動を支援します。

〔理解促進をめぐる現状等〕

- 平成30年度(2018年度)に内閣府が実施した「再犯防止対策に関する世論調査」によると、「社会を明るくする運動と再犯防止啓発月間」について、「両方とも聞いたことがない」と答えた人は60%、「両方とも知っている」と答えた人が15.8%でした。
- 再犯の防止等の取組は、必ずしも身近でないため、認知度も低く、理解も得にくく、その内容も十分に認識されているとはいえない状況があります。

(1) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発

- 区ホームページに再犯防止推進のページを設け、保護司、更生保護女性会やBBS会など更生保護ボランティアの活動の紹介、更生保護施設の役割等の紹介などについて、区民の理解が促進されるよう広報します。
- 「社会を明るくする運動」や再犯防止推進月間などの取組をとおして、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と広く連携しながら更生保護や再犯防止などについて広く理解を得るための普及啓発を推進します。
- 7月の再犯防止啓発月間において、各種事業や広報誌、区ホームページ・SNS 上での情報発信などにより、再犯防止や更生保護の推進について集中的な広報活動を実施します。
- 保護司をはじめとする民間協力者や区内の関係機関・団体などを対象として、犯罪防止や再犯防止への理解を深め、課題を共有するきっかけとなる再犯防止推進シンポジウムを年に1回開催します。
- 全職員を対象として、再犯防止や更生保護の取組への理解を深めるための研修を実施します。
- 各種相談に応じる区職員を対象に、刑務所出所者等の社会復帰のための支援のあり方等について研修を実施します。

第5章 計画の推進体制

犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組が行われ、誰もが安心してすこやかに暮らせる中野のまちを目指します。

また、罪を犯した人の更生について区職員や区民が理解を深め、再犯を防止するための連携体制を整えます。

推進のために

【総務部・地域支えあい推進部・健康福祉部】

〔計画の推進をめぐる現状等〕

- 再犯防止の取組は、これまで国が中心となって進めてきたため、区が取組むにあたっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状や社会復帰を促進するにあたっての課題、支援のノウハウやスキル等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなります。
- 再犯防止のための連携・協力の仕組みを構築するにあたっては、刑事司法関係機関、更生保護に係る関係機関・団体等が犯罪をした者等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設けることが必要です。

1. 推進体制の整備

(1) 関係機関・団体との連携・協力

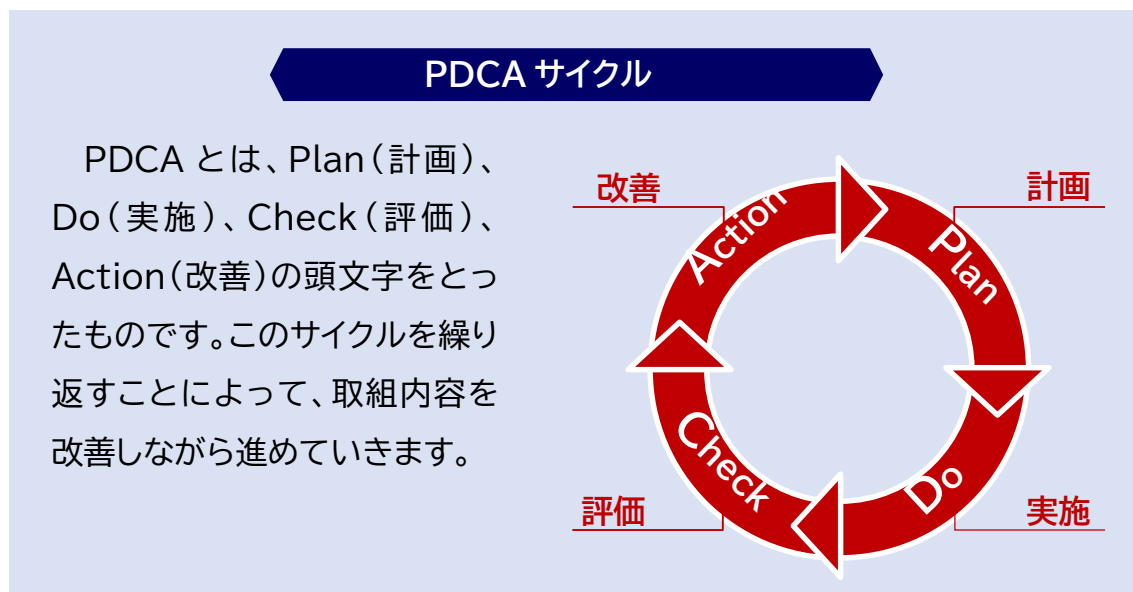
- 検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、BBS会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で見守り・支えあいに取り組む団体などに対して、更生保護や再犯防止の取組について課題が共有できるよう情報提供を行います。
- 区、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、医療保健・福祉関係機関・団体、雇用関係機関、地域の民間団体で構成する「(仮称)再犯防止推進会議」を設置し、継続的に情報交換・情報共有を行いながら進めます。

(2) 職員の理解促進と対応力の向上

- 全職員対象として、再犯防止や更生保護の取組への理解を深めるための研修を実施します。【4-2(1)の再掲】
- 各種相談に応じる職員を対象に、刑務所出所者等の社会復帰のための支援のあり方等について研修を実施します。【4-2(1)の再掲】

(3) 計画の進捗状況の把握等

- 本計画に基づき、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)により、計画の進捗状況を把握し、庁内で課題を共有しながら取組を進めていきます。
- 健康福祉総合推進計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、地域包括ケアシステム推進プランなど、区が策定する計画や方針などに再犯防止や更生保護の視点を盛り込むことを検討します。



2. 地域での取組の推進

(1) 保護司など更生保護ボランティアへの支援

- 保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護ボランティア団体が研修を実施するにあたって、講師の紹介や派遣などの支援を行います。特に保護司会に対して、円滑に連携が図れるよう、各種区政情報や保健医療・福祉サービスなどについて情報提供を行います。

(2) 民生委員・児童委員、町会・自治会等への理解促進

- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員を対象とし、再犯防止や更生保護の視点を盛り込んだ情報の提供や研修を実施します。また、自主的な研修を実施するにあたって講師の紹介や派遣等の支援を行います。
- 地域で見守り・支えあい活動に取り組んでいる町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、友愛クラブ連合会、区民活動センター運営委員会、公益活動団体等の区内で活動する地域団体や高齢者等の見守り協定を締結している事業者などに対し、再犯防止や更生保護について理解を深めるための情報提供を行います。

資料編

再犯防止推進法(概要)

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

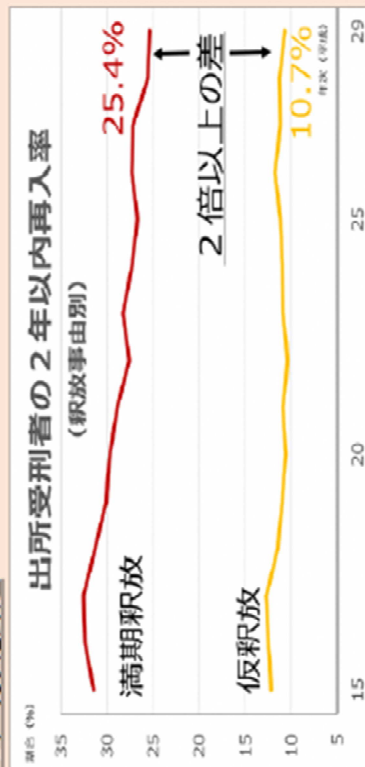
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を

2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均）

→2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で
地方計画が策定されるよう支援

※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

計画策定の経過

	内容
令和元年 7 月～11月	関係機関・団体等へのヒアリング・意見交換(18 団体)
令和元年11月	「中野区再犯防止推進計画(素案)」策定
令和2年1月	「中野区再犯防止推進計画(素案)」に係る関係団体・区民との意見交換会(1 回・20 名)
令和2年3月	「中野区再犯防止推進計画(案)」策定
令和2年3月～4月	「中野区再犯防止推進計画(案)」に係るパブリック・コメント手続
令和2年5月	「中野区再犯防止推進計画」策定

中野区再犯防止推進計画

02中地地第312号

令和2年(2020年)5月

中野区 地域支えあい推進部 地域活動推進課 地域活動企画調整係

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

電話 03-3389-1111(代表) FAX03-3228-5620